

PG05-3 相談支援の質の向上に向けた地域の体制づくりについて

〈コーディネーター〉	和泉短期大学 児童福祉学科 教授 鈴木 敏彦
〈コメンテーター〉	名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木 智敦
〈パネリスト〉	上小園域障害者総合支援センター 所長 橋詰 正 福井県立大学看護福祉学部 准教授 相馬 大祐 坂井地区障がい者基幹相談支援センター 相談員 弓取 寛
〈オブザーバー〉	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官 藤川雄一

※本資料はパネリストの資料です。

「相談支援専門員に対する実地教育の実施方法及び実地教育に従事する指導者養成カリキュラム開発についての調査研究」 中間報告

福井県立大学
相馬大祐

研究概要

□ 研究の目的

主任相談支援専門員等が行う実地教育のコンピテンシー（専門的力量）を明らかにし、それを伝達する手段としてのカリキュラム及び教材等を開発することを目的とする。

□ 研究の方法

- ① 実地教育を行う基幹相談支援センター等へのインタビュー調査
→実地教育の要素の抽出（実地教育のコンピテンシーの作成）
- ② 基幹相談支援センター等における実地教育のカリキュラムの効果検証
→抽出した実地教育の要素の検証
- ③ カリキュラム及び教材の開発
→検証された要素の整理及び伝達方法の検討

実地教育とは？

令和元年度主任相談支援専門員養成研修における「人材育成の意義と必要性」では、「実践知を養い熟達化するための実務・実践場面での取り組みについて、本研修では実地教育（OJT）と定義する」としている。また、業務実施地域で行われるスーパービジョンや業務内で行われる研修についても実地教育としている。本研究ではこの定義を参考にして、基幹相談支援センター等が行う実践知を養い熟達化するための実務・実践場面での取り組みを実地教育とする。具体的な手法としては、上記にあげられているスーパービジョンや研修があげられるが、より具体的には、個別にて行うか、集団に手行うか、訪問、同行といった点の相違も想定される。

2019年度研究（モニタリング結果検証研究）

それぞれの地域でどのような方法でモニタリング検証を含めた実地教育が行われているか？



2020年度研究（実地教育研究）

モニタリング検証を含めた実地教育の場で相談支援専門員はどのように振舞うか？

コンピテンシーとは？

- コンピテンシーとは、個人の根源的特性であり、長期間、一貫性をもって示される行動や思考の方法と言える。
- コンピテンシーは、態度・価値観と知識・技術に大きく分類できる。
- 看護師、保健師、介護支援専門員等のコンピテンシー及び企業の人材開発の文献には、同じ組織で行われることが前提とされており、別の組織の者がOJT等を行うことは想定されていない（一部、主任介護支援専門員に「地域」といった記載がみられるのみ）。

知識・技術

態度・価値観



実地教育のコンピテンシー 検証中

態度・価値観	他の相談員を尊重した関係性の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・他の相談員に対して、敬意を持って接することができる ・他の相談員に対して、共感することができる 	
	他の相談員の状況を理解する姿勢を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ・他の相談員の業務量を理解する姿勢を持つことができる ・他の相談員の所属する法人や事業所の視点を含めて理解する姿勢を持つことができる ・他の相談員の経歴を理解する姿勢を持つことができる 	
	メンターとしての役割を遂行できる	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったことを相談できる関係が構築できる ・今、困っていることを理解して話を聞くことができる 	
技術・知識	ミクロ・メゾ・マクロの相談支援の知識と技術	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援を実践できる ・フォーマル、インフォーマルな資源を活用できる ・協議会等を活用して、社会資源の開発等ができる 	
	地域の特性を知っている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のフォーマル、インフォーマルな資源を活用できる ・地域の相談支援体制における主要な機関について把握している ・地域の人口や資源数等を把握している 	
	事業所運営の知識	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理、経営管理の知識がある ・相談支援事業におけるリスクマネジメントに関する知識がある ・コンサルテーションを行うことができる 	
	人材育成の研修の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する研修等の企画ができる 	
	スーパービジョンの知識と技術	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョンの知識がある ・スーパーバイザー、スーパーバイジーの経験がある ・状況や能力に応じたフィードバックを行うことができる 	
	OJTの知識と技術	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗のモニタリングができる ・相談員自身の課題を共有できる 	
	他の相談員の特性や状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・他の相談員の強みや弱みを把握している ・他の相談員の特性や課題を把握する機会を設けることができる ・ファシリテーションを行うことができる 	

研究の成果物

- ① コンピテンシーを伝達するためのカリキュラム及び教材の開発
- ② 市町村担当者向けリーフレットの作成
- ③ 実地教育に関する研修の実施（2021年度中）

基幹相談支援センター等における市町村
によるモニタリング結果等の検証の具体的
現場での取り組みについて

～相談支援事業所支援の現場実践～

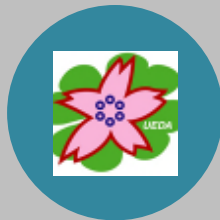
長野県 上小圏域基幹相談支援センター

地域における相談支援の質の向上に向けた取組



長野県自立支援協議会に
おける取組

取組S/Wの応援



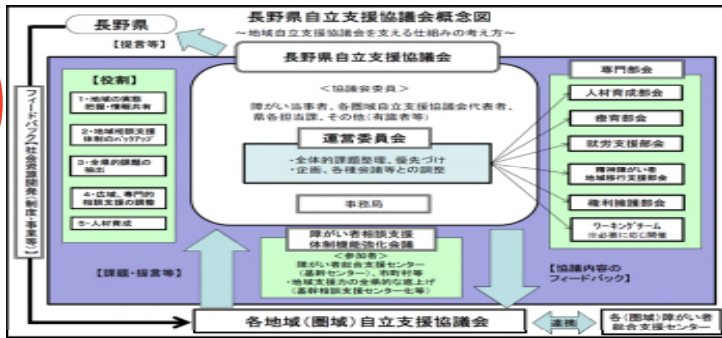
上小圏域障害者自立支援
協議会における取組

市町村システムへの共有



地域における取組

地域実践の展開



長野県自立支援協議会 (人材育成機能)

○協議会本会 (承認と推進)

○運営委員会 (企画・立案)

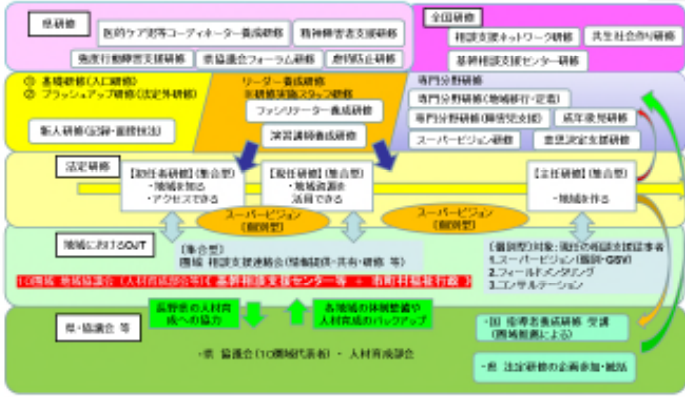
○障がい者相談支援体制機能強化会議 (本年はWEB会議)
(各圏域実践への育成体制の協議・説明・依頼など)

○人材育成部会
(改定 人材育成ビジョン)

相談支援従事者 育成体制

新カリキュラム(初任者・現任者)研修をR元年試行実施して、想定した地域のOJT体制に向けた人材育成ビジョン

新カリキュラム導入と主任相談支援専門員の養成開始に伴う、長野県人材育成ビジョン改訂版より抜粋



2021/2/18

R3.3.1



国・県の養成研修と地域の人材育成の関係

新カリキュラム導入と主任相談支援専門員の養成開始に伴う、長野県人材育成ビジョン改訂版より抜粋

機関名	国	長野県	市町村	基幹相談支援センター等
組織・団体	厚生労働省	県協議会 人材育成部会	地域自立支援協議会 人材育成部会等	地域自立支援協議会運営事務局 相談支援専門員連絡会等
役割	研修制度全般 策定、周知、養成	県の人材育成体制の協議・構築 地域協議会(部会)との連携 相談支援体制の強化 相談支援従事者養成 サビ管(児発管)養成 演習講師育成	地域の相談支援体制の強化 地域の人材育成体制の協議・構築 地域の障害福祉を支える人材の育成 県部会との連携	地域の相談支援体制強化の取り組み 相談支援事業者への専門的指導、助言。 相談支援事業者の人材育成 相談機関との連携強化の取り組み (多職種連携システムの構築)
具体的な内容	国研構築 指導者養成研修	研修の体制づくり (地域の人材育成につながる仕組み) 研修の在り方検討(評価・考察) 県の人材育成を担う人員・機関の選定など ※(各圏域に演習講師の配置をイメージした選定の選定と依頼) 長野県人材育成ビジョン作成	地域の人材育成を担う人員、基幹の選定等 地域人材育成ビジョン作成等	地域協議会における人材育成体制の構築、人材育成部会の運営など。 相談支援専門員連絡会等の企画実施。 相談支援事業所へのアウトリーチなど 国研修(相談支援ネットワーク研修、基幹相談支援センター研修)等への参加
研修で担う役割(法定研修)	相談支援従事者指導者養成研修(主任相談員研修含む)	相談支援従事者養成研修(初任・現任・主任) 演習講師養成	実地教育(インターバル研修) (制度説明、地域資源情報の提供・個別/グループGSV等)	実地教育(インターバル研修: GSV、OJTなど) 相談初任研フォローアップ研修など
サビ管・児発管	サービス管理責任者(児発管)指導者養成研修	サービス管理責任者・児発管養成研修(基礎・実践・更新) 演習講師養成		サビ管スキルアップ研修など
目的	相談支援従事者の育成・地域リーダーの育成 = 地域の障害者相談支援体制の基盤の強化 サビ管の育成・地域リーダーの育成 = 地域の障害福祉サービスの質の向上 ⇒ ニーズに基づく地域資源の充実 = 安心して暮らし続けることのできる地域づくり			

R3.3.1



長野県全圏域の質の向上に向けた計画相談支援の実態資料を各圏域・市町村での検討資料として提供
 (資料は、以下資料は各市町村毎のデータと合わせて提供)

● 令和2年3月末現在「サービス等利用計画」等圏域別作成状況

● 「サービス等利用計画」等作成者のモニタリング期間設定の内訳(令和2年3月末現在)

区分 圏域	特定相談			障がい児			進捗率 計(A)	期間 圏域	1人あたりの年 間モニタリング 回数/年	毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	合計
	対象者	作成済	進捗率	対象者	作成済	進捗率											
A 圏域	1,731	1,731	100.0%	350	347	99.1%	99.9%	A 圏域	3.48	4.7%	0.3%	48.7%	0.0%	35.2%	5.7%	5.4%	100.0%
B 圏域	1,535	1,535	100.0%	398	398	100.0%	100.0%	B 圏域	3.61	5.3%	1.4%	34.2%	0.6%	34.3%	2.0%	22.3%	100.0%
C 圏域	1,270	1,270	100.0%	382	382	100.0%	100.0%	C 圏域	2.87	2.9%	0.7%	31.8%	2.0%	49.0%	12.3%	1.3%	100.0%
D 圏域	1,484	1,483	99.3%	558	558	100.0%	100.0%	D 圏域	3.21	7.1%	5.0%	14.7%	3.5%	52.3%	11.2%	6.1%	100.0%
E 圏域	1,227	1,227	100.0%	455	455	100.0%	100.0%	E 圏域	2.35	1.1%	0.0%	14.2%	0.0%	79.8%	4.5%	0.4%	100.0%
F 圏域	317	317	100.0%	15	15	100.0%	100.0%	F 圏域	2.45	2.4%	0.0%	17.2%	0.0%	59.0%	15.7%	5.7%	100.0%
G 圏域	3,169	3,166	99.9%	931	931	100.0%	99.9%	G 圏域	3.47	6.9%	2.0%	31.4%	0.7%	49.7%	3.0%	6.3%	100.0%
H 圏域	492	491	99.8%	220	220	100.0%	99.9%	H 圏域	3.40	8.8%	0.0%	26.1%	3.0%	59.3%	2.8%	0.0%	100.0%
I 圏域	4,394	4,394	100.0%	1,308	1,308	100.0%	100.0%	I 圏域	3.19	4.4%	1.3%	27.2%	1.7%	43.6%	5.6%	16.2%	100.0%
J 圏域	729	729	100.0%	90	90	100.0%	100.0%	J 圏域	3.97	5.7%	6.7%	42.9%	22.8%	16.7%	1.8%	3.3%	100.0%
	16,348	16,343	99.9%	4,707	4,704	99.9%	99.9%	全体	3.24	5.0%	1.7%	29.2%	2.1%	47.0%	5.7%	9.2%	100.0%
								(参考) 前 回	3.16	4.8%	1.8%	27.6%	2.0%	47.7%	7.2%	8.7%	100.0%

2021/2/18

モニタリングの個別化の市町村理解の推進と質の高い(個別頻度)に応じられる相談支援体制整備への情報提供!



令和2年度 上小圏域障がい者自立支援協議会
 人材育成専門部会 年間計画

テーマ

- 相談支援従事者研修における新カリキュラム移行に伴う、圏域内における人材育成(研修システム等)の体制整備と実践
- 相談支援の質の向上に向けた圏域体制の評価と整備(標準モニタリングモデル周知・加算活用状況の把握等)

上小圏域第5期障害福祉計画 重点施策の該当項目

長野県の法定研修と運動した、圏域内でのOJT研修の体制整備を推進します。

【令和2年度 上小圏域障がい者自立支援協議会組織図】(案)



上小圏域障害者自立支援協議会

1. 人材育成 (事務局: 基幹C)

○全市町村福祉係長参加の運営委員会において、新たな研修カリキュラム並びに市町村(圏域)での人材育成とOJT体制の構築に向けて、人材育成部会テーマを共有(法定研修への協力参加の承諾)

○全相談支援事業所へのアウトリーチによる実態調査ヒアリングとコンサルテーション(計画相談支援の人員体制・次年度体制への構想・特定事業所加算説明・各種加算請求状況の実態と課題並びに取得方法説明・専門性の質の担保(体制加算)の状況と取得方法説明・地域生活支援拠点への相談支援登録の実態と申請依頼・障害児・一般相談事業指定の依頼・その他相談支援事業での現状のQ&A)

○令和2年度長野県相談支援従事者(初任者・現任・主任研修の圏域内演習・主任受講推薦の調整と圏域内打ち込み研修のテーマの検討)

2. 相談支援事業所連絡会

(事務局: 基幹C)

○令和2年度 長野県相談支援従事者研修の実施について(実地教育・OJT機能の情報提供)

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策(別紙)と研修体制WEB会議での連絡会の開催調整

○災害時相談支援連携の学習会(台風19号の災害時レポートと安否確認と基幹と相談支援事業所連携の考察)



令和2年度 相談支援体制強化 実施予定表

1 特定事業所加算事業所 巡回訪問による事例検討・GSV (事業所訪問により、相談員+基幹相談員 (2~3名))

事業所	訪問予定		基幹担当者	事業所	訪問予定		基幹担当者	事業所	訪問予定		基幹担当者
	第3火曜日	午後 13:30~14:30			第2木曜日	午前11:00~12:00			第4月曜日	午後13:00~14:00	
A事業所	4月14日(火)		2~3名	4月9日(木)		2~3名	D事業所	4月20日(月)		2~3名	
	5月12日(火)			5月7日(木)				5月18日(月)			
	6月16日(火)			6月11日(木) (初任研)				6月22日(月)			
	7月14日(火)			7月9日(木)				7月20日(月) (現任)			
	8月11日(火)		2~3名	8月6日(木)		8月17日(月)					
	9月15日(火)			9月10日(木)		9月28日(月)					
	10月13日(火) (専門地域)			10月8日(木)		10月19日(月)					
	11月10日(火)			11月5日(木) (サビ管基礎)		11月16日(月)					
	12月15日(火)		2~3名	12月10日(木) (主任)		12月21日(月)					
	1月12日(火)			1月7日(木)		1月18日(月)					
2月16日(火)		*2月18日(木)			2月22日(月)						
3月16日(火)		3月11日(木)			3月22日(月)						

2 基幹相談支援センター GSV・事例検討

毎週木曜日 午前11:00~12:00 (うち第3木曜日は0JT研修として実施)

基幹相談支援センターOJT研修 (圏域内市町村・計画相談担当相談支援専門員の参加可能)

日程	備考	日程	備考	日程	備考
4月16日(木)		8月13日(木)		12月17日(木)	
5月14日(木)		9月17日(木)		1月14日(木)	
6月18日(木)	初任研(3日 日・東北信)	10月15日(木)		2月18日(木)	
7月16日(木)		11月12日(木)	サビ管更新	3月18日(木)	

地域における取組 (基幹相談支援センター業務)

1. 特定事業所加算事業所訪問

【特定事業所加算(算定要件)】

6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること⇒定期的な訪問による事例検討の機会作り

2. 基幹相談支援センター内事例検討の地域開放

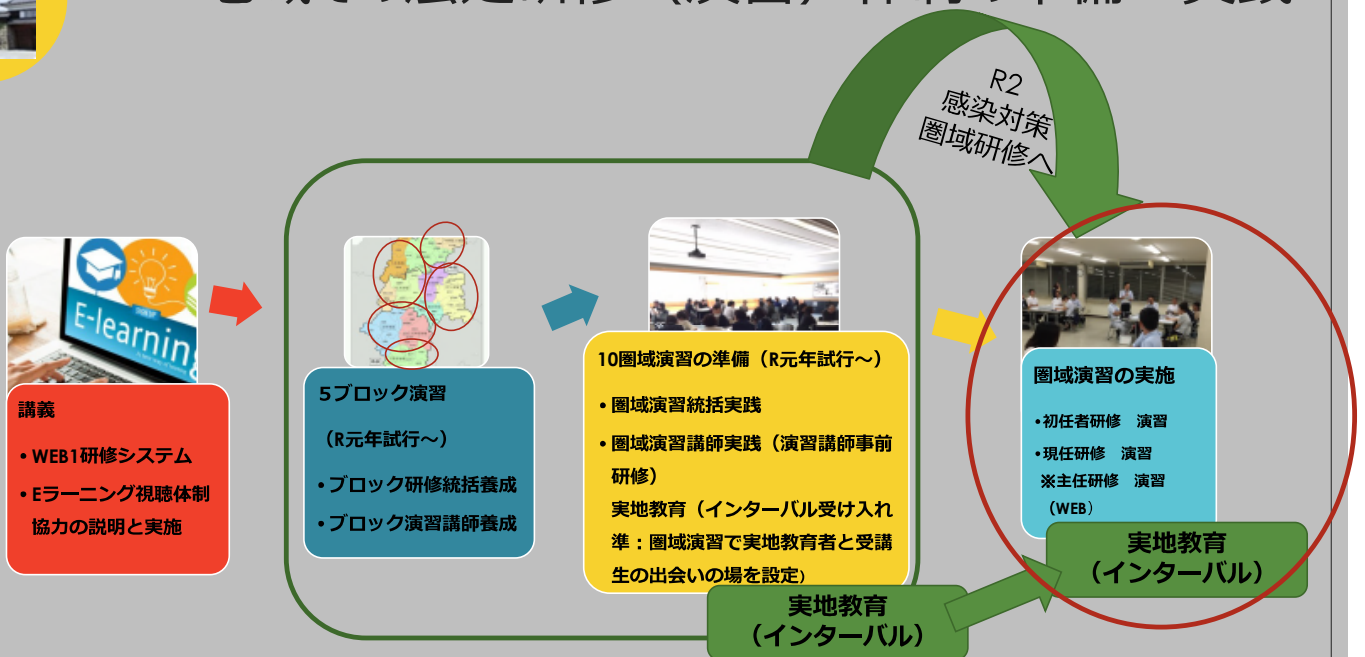
地域からの相談事例を基幹センター事例検討日に持ち込んでもらい(後方支援している基幹担当相談員との打ち合わせ実施)、市町村担当職員・計画相談担当と基幹センター相談支援専門員とで、事例検討又はGSVを実施する。

※時には、メンタリング機能を果たすこともある。

※長野県内の法定研修日

2021/2/18

地域での法定研修(演習)体制の準備~実践



2021/2/18



サービス等利用計画の基幹の評価（精査）とSV場面



地域における取組のベース

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画と地域の把握)

1 現状		(R2.5.1)	
圏域内総人口(R2.4.1)	192,314人	小学校	33校
身体障がい者・児数(R2.3末)	8,067人	中学校	15校
知的障がい者・児数(R2.3末)	2,020人	特別支援学校	1校
精神障がい者・児数(R2.3末)	2,413人	児 小学部	89人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	69人	童 中学部	54人
小児慢性特定疾病認定者数(R2.3末)	157人	生 高等部	74人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	1,415人	徒 うち訪問教育対応者	3人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8)	984人	数 うち重度重複学級在学者	6人
医療的ケア児数(R2.10)	33人		

※障がい児者数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

- 緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図る。
- 地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築する。
- 障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤(放課後等デイサービスなど)の整備と支援の質の向上を図る。
- 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図る。
- 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図る。
- 地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図る。
- 療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作る。
- 主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図る。

初任：地域を知る

現任：地域を知り、地域へアクセスする

主任：地域を作る(福祉計画を読み込める)

基盤整備サービス名	単位	R1(実績)	R3(見込)	R4(見込)	R5(見込)	
生活介護	事業所数	25	27	29	31	
自立訓練(機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		5	5	5	5	
就労移行支援		5	5	6	7	
就労継続支援(A型)		2	3	4	4	
就労継続支援(B型)		30	31	32	33	
就労定着支援		2	3	4	4	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		15	15	15	15	
短期入所(医療型)		1	1	1	1	
自立生活援助	住居数	1	2	4	5	
共同生活援助		事業所数	67	74	78	81
うち日中サービス支援型共同生活援助			7	7	7	7
施設入所支援			30	32	34	35
特定相談支援			8	10	11	12
一般相談支援(地域移行支援)			9	11	12	13
一般相談支援(地域定着支援)			6	6	6	7
児童発達支援			0	1	1	1
医療型児童発達支援			11	15	16	17
放課後等デイサービス			3	3	3	4
保育所等訪問支援	0		1	2	3	
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0		
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0		
医療型障害児入所施設	0	0	0	0		
障害児相談支援	15	16	18	19		



フィールドメンタリングとアウトリーチの視点

運営法人の上司（指示・命令）

メンタリング



基幹相談支援センター
主任相談支援専門員
(フィールド・メンター)

指定特定相談支援事業所
相談支援専門員（メンティ）

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

参考資料 令和元年 台風19号の災害支援に関する報レポート

災害時連携

報告者：
橋詰 正

長野県上小国域基幹相談支援センター 橋詰 正



千曲川決壊氾濫

令和元年10月12日

【令和元年10月12日】

朝6時、本日の動きを考えながら身支度を整え、上田市障がい者支援課へ7時訪問。
市役所への行動は、枝木等が散乱してはいたものの、車両も少なくスムーズに上田市役所には到着。夜間24時間対応で避難所運営など、数名の管理職員が詰めている事務所で相談を実施。

障害者入所施設・グループホームなどの避難状況確認。避難地域の障害者支援施設（旧身体療護施設）の全利用者の避難誘導を同法人施設への搬送状況、35名の入所施設でのエリア全面停電により、入所者支援体制に影響が出ていること、避難地域グループホーム全利用者が上田創造館へ夜間避難を実施していること。いくつかの入所施設での一部の土砂災害・一部道路崩壊の危険性などの報告を受ける。

やはり、宿泊系の障害者施設情報に留まり、在宅障害者安否・支援状況確認までは全く手が届かない状況を把握し、上田市障がい者支援課として現時点での在宅障害者の安否確認への基幹相談支援センターからの情報発信と支援開始に関する了解を得る。

7:15 基幹相談支援センター相談支援専門員10名の集集。基幹相談支援センター相談室にて打ち合わせ開始（8時半頃） ※センターのある上田市ふれあい福祉センターは、3階部分以外の、2階・1階の特には北側には水浸し状態であり、天井が崩落する場所も見られている状況であった。

【打ち合わせ 指示内容】9時開始

1. 休日のため、相談支援事業所には連絡がつかないことを想定し、上小国域内相談支援事業所の相談支援専門員の個人携帯電話情報を全職員情報から集めてボードで把握し、連絡担当を決める。
2. 連絡内容【契約相談支援を実施している利用者への安否確認の応援を依頼】
 - ① 特に地域定着支援として緊急時支援台帳の契約利用者へは優先して実施。
 - ② 安否確認は道路状況など二次災害を起さないため、基本的には電話連絡により把握すること
 - ③ 連絡が取れ、避難・物質等生活状況確認で必要な支援が生じた際には、基幹相談支援センター代表電話へ応援依頼を要請すること
 - ④ 情報は全て、ボードへ情報を集約すること
3. 基幹相談支援センター管理の170名弱の緊急時支援登録台帳（地域定着支援台帳によるクライシスプラン作成者への安否確認と生活状況の把握電話（担当職員対応）
 - ① アウトリーチ支援が必要になった場合には、単独では動かず指示を仰ぐこと
4. 上田市以外の国城市町村の障害福祉課長携帯電話へ、各市町村の被害・及び支援状況の確認実施

1. 課題表出

① 障害者世帯での配色サービスが昨日から届かず食料が手に入らないとの、緊急支援者台帳登録者の発見（対応）管轄する真田自治センター市民サービス課の渉外部門へ連絡し、避難所運営場所からのアウトリーチによる食料支援の依頼を先ず実施し、マンパワー含め不可能な場合には2名体制で自宅訪問を検討する指示。

行政対応で可能との判断で支援を委ねる
② 医療的ケア児宅の停電により、役場への避難で電源確保しているが、劣悪な支援環境にて次の支援場所を探しているとの要請。（対応）電源確保と支援先として
独立行政法人 信州上田医療センターでの緊急入院支援調整を開始。医療ソーシャルワーカーの携帯電話へ連絡し病院調整を依頼（MSWも被災されている中で、調整完了。受け入れ可能な連絡を受け、福祉係長へ連絡。病院へのアクセスが状況を把握し、難しい状況であれば基幹相談支援センター対応とする趣旨の調整を依頼。祖父の協力で病院へ向かえるとの報告にて搬送依頼し、受け入れを整えて頂くよう病院へ直接依頼実施。道路状況も悪く到着が遅れ何度か病院からの連絡を受けるが無事到着し支援完了（午後2時過ぎ）

すべての連絡と確認支援の終了を得て、上田市への入所施設搬送の手伝いへの要請を伺うが、施設法人職員でまかなえている報告を受け、応援には出向かず。

一度、基幹相談支援センター内での緊急時連絡支援を午後2時過ぎ一旦終了し、以後応援要請があった場合の連絡網として、全相談員への一斉メール送信を携帯電話へ送ることとする。

上田市障がい者支援課へ、支援状況の報告と今後の支援再開などの応援要請があれば、基幹相談支援センターへの要請を依頼し報告を終える。

上田市での支援状況から、県内の災害の大きかった地域への相談支援の応援などの展開に向けて、先ずは全県への相談支援事業所への計画相談支援利用者への安否確認の協力要請について、長野県障がい者支援課へ電話連絡をするが、災害対策本部による支援状況下の中で対応は難しく、取り急ぎ長野県相談支援専門員協会の会員ミーティングで相談員の安否確認と被災地域のお見舞いに加えて、計画相談利用者の安否・生活支援状況の確認を依頼する。

本日の早朝から午後にかけて、全国の相談支援事業所・連携のある相談支援専門員からの応援支援の体制整備相談と、緊急支援への応援することのメッセージが頻繁に入りだす。

災害の大きかった長野市・北信地域・須高地域からのメッセージも、やはり事務所でのパソコンメールへの配信のため、返信に至ることはなかった。

可能な限りのメッセージを一方的に送信するしか手立てはなく、地元からの要請を待つ以外に動きは出せなかった。

一部携帯電話での確認が出来た相談員数人に限られた。

2 障第80号令和2年(2020年)4月23日

障害者支援施設の長
障害福祉サービス事業所の長
障害児入所施設の長
障害児通所支援事業所の長

長野県内全地域への、感染予防対策並びに事業所休止（閉鎖）体制が生じた場合を想定した準備体制強化への依頼と支援体制準備に向けた取り組みの依頼（障がい者支援課との連携による方向性の確認）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく適切な感染防止対策の徹底等の要請について

日頃から、本県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月16日に新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項の規定により、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、本県も対象地域に含まれたところで、
そこで、4月21日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の障害福祉サービス等事業所に対して、法第24条第9項に基づく、適切な感染防止対策の徹底を要請することに決定しました。
障がい福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。
つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。
なお、今後の感染の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関係する必要な要請をする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

記

1 要請内容

適切な感染防止対策の徹底

2 徹底する感染防止対策

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底願います。

3 通所又は短期入所サービスの利用自粛・サービス縮小を検討する場合の対応

感染防止等の観点から事業所におけるサービスの利用自粛・縮小等を検討する場合については、特に支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるよう、市町村及び相談支援事業所等と連携し、適切な代替サービスを確認してください。事業所のみによる上記支援の提供が困難な場合は、障がい者総合支援センター（基幹相談支援センター）、相談支援事業所等と連携し、必要な支援（①在宅利用者の状況把握、②定期的な声かけ、③代替サービスの提供及び情報提供など）の提供を行ってください。

事業所におけるサービスの利用自粛・縮小期間中の利用者への生活についてのアセスメント方法として、「臨時休業等に伴う期間中の過ごし方について」（別紙参考資料）を添付しますので、適宜ご利用ください。

担当長野県健康福祉部障がい者支援課

（課長）高池武史

（担当）高橋洋行（GH、短期入所） 瀧澤ゆかり（居宅系） 栗原 悠（障がい児） 吉田景子（施設系指定） 原伸一（施設系

報酬） 渡辺公恵（相談系）

電話直通：026-235-7149/FAX：026-234-2369E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

(別紙参考資料)

臨時休業等に伴う期間中の過ごし方について

利用者氏名 _____ アセスメント事業所名 _____

1 休業に伴って生じる課題（アセスメント）

① 支援者不在 半身世帯 日中独居 障がい者世帯等 その他 _____)

② ADL支援 食事摂取 排泄 掃除/入浴/清潔保持 金銭管理 _____)

薬管理・介助 SOS発信 行動障がい 医療的ケア _____)

③ 精神的な支援 不穏・不安(本人・家族) 虐待/DVの可能性 _____)

④ 食事提供 買い物 通院(処方箋による服薬の受領) _____)

⑤ その他(特別な支援： _____)

2 課題への対応方法 (※対面による支援を行う場合は、新型コロナウイルス感染症対策に留意。)

立 ー緊急時は「3 緊急時の相談先・関係機関等」へ本人から連絡

族等による対応・支援が可能 ー緊急時は「3 緊急時の相談先・関係機関等」へ家族から連絡

(本人・家族の課題への対応可能な状況)

(家族支援の体制：支援者の稼働など)

人による対応が可能であるが、定期的な確認が必要

(本人の課題への対応可能な状況)

(支援者の対応)

よる定期確認(週 回)【確認内容】

こよる定期確認(週 回)【確認内容】

援者による具体的な支援が必要

業所による必要な支援

支援内容	支援頻度	支援方法・場所
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	h()

係機関と調整が必要

ー 市町村、障がい者総合支援センター（基幹相談支援センター）、相談支援事業所等に連絡

3 緊急時の相談先・関係機関等

利用中事業所 (連絡先)

相談支援事業所 (連絡先)

市町村担当 (連絡先)

_____ (連絡先)

_____ (連絡先)

濃厚接触障害者支援に関しては、感染予防対策の防護用具の提供や調達希望が叶わず、具体的な支援を想定できず、いわゆる安否確認・食事配達・処方箋の受け取り代行を想定した。

福井県 坂井地区の取り組み

(福井県) 坂井地区障がい者基幹相談支援センター
相談員 弓取 寛

福井県 坂井地区の紹介

石川県



岐阜県

あわら市

【人口・世帯数】 (R2.12)
27,611人・10, 221世帯

【特産・名産物】
メロン、梨、とみつ金時(さつまいも)

など

【観光地】

芦原温泉

【ご当地キャラクター】

湯巡権三(5人兄弟の三男坊)



坂井市

【人口・世帯数】 (R2.12)
90,826人・32, 355世帯

【特産・名産物】
越前ガニ、コシヒカリ、織ネーム、浴衣帯
など

【観光地】

東尋坊、丸岡城

【おすすめイベント】

三国花火大会(みどころは水中花火)



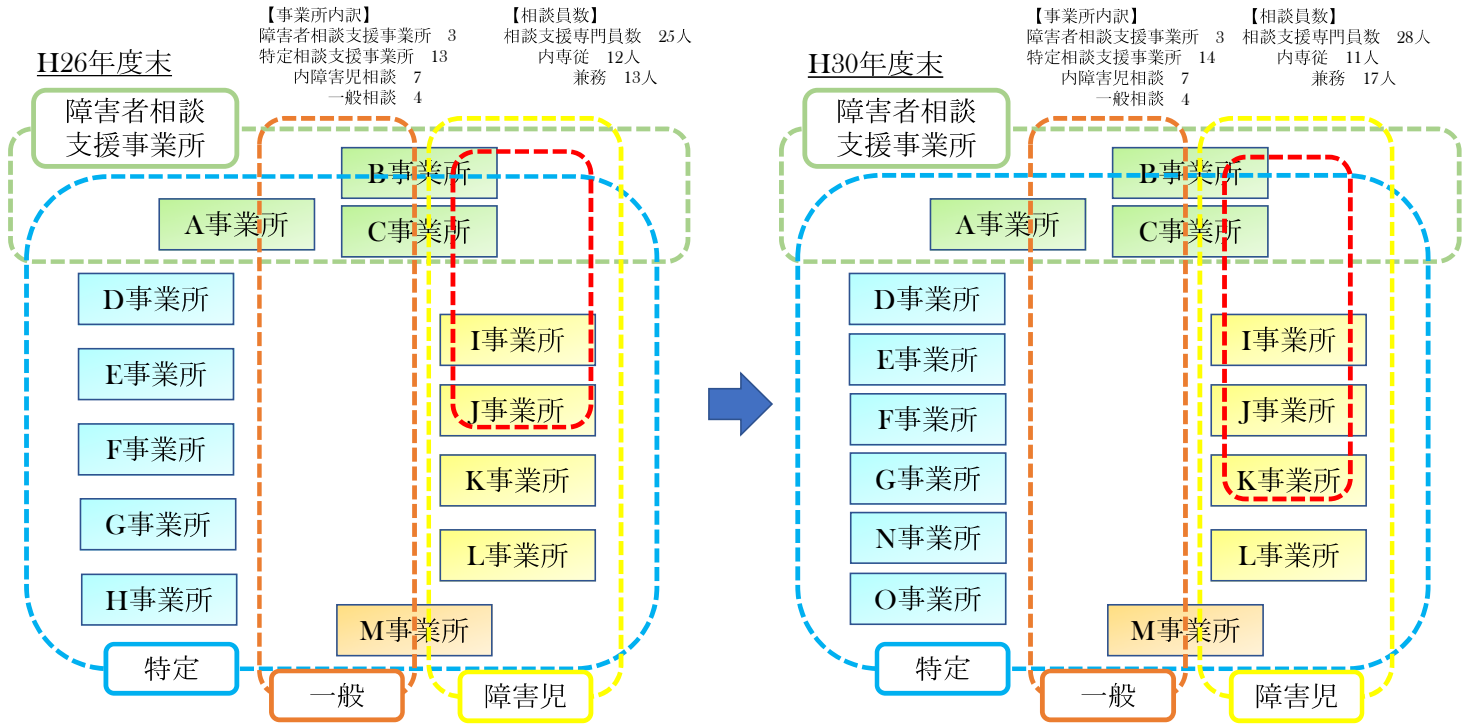
京都府



滋賀県

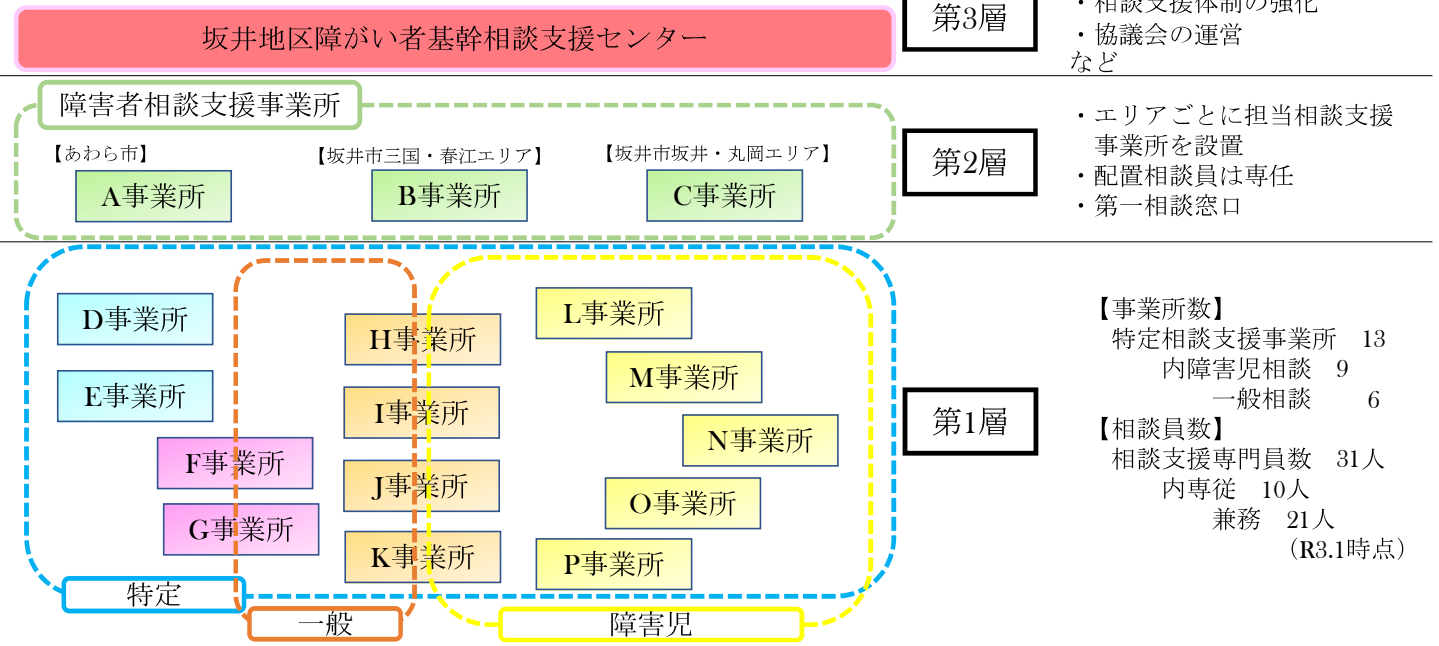


坂井地区の相談支援体制の変遷

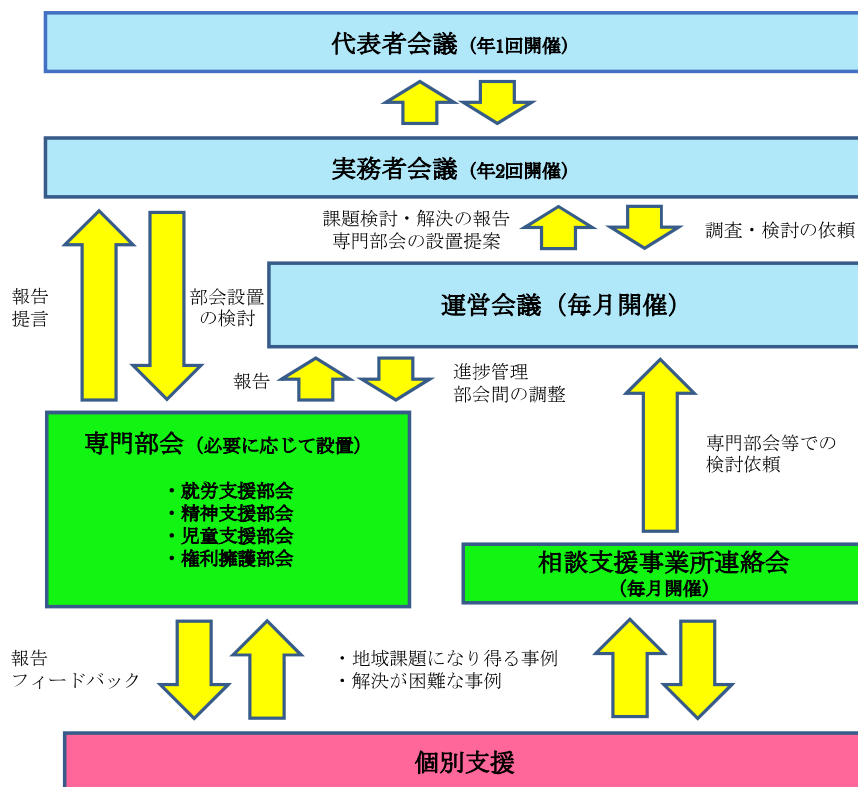


坂井地区の現在の相談支援体制（H31.4～）

【あわら市・坂井市】



坂井地区障害 児・者総合支援 協議会 体系図



相談支援体制の強化・人材育成の取り組み

特定・委託・基幹による個別支援ケースでの連携や事例検討などを通してスキルアップを図ることを目的に・・・

- ①協議会相談支援事業所連絡会で事例検討会開催 (R1.6～)
- ②基幹センター相談員による特定事業所への巡回訪問 (R1.10～)
- ③GSVの実施 (R2.12～)

事例検討会の開催（R1.6～）



【取組内容】

協議会相談支援事業所連絡会で
2か月に1回開催
野中式事例検討を参考に実施
(県主催ファシリテーション研修)

【ねらい】

- ・事例を通じて各相談員のスキルアップ
- ・相談員（事例提供者）の悩み解消や支援の糸口を見つけるきっかけ作り
- ・ファシリテーションの力を高める

【工夫した点】

- ・全体進行役は基幹・委託の相談員が担当
- ・GWの進行役は特定相談支援事業所の相談員が担当（どこでもボードの利用）

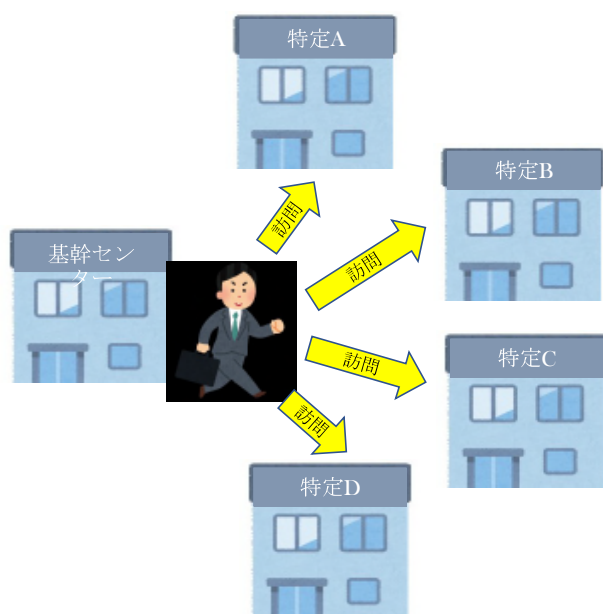
【苦慮した点】

- ・事例提供希望者がおらず、こちらから依頼することもあった→巡回訪問により少し解消される

【成果】

- ・担当経験のないケース（障害種別・障害児等）を知る機会となった
- ・進行役の経験がケース会議に活かせる
→ファシリテーション力の必要性

特定事業所への巡回訪問（R1.10～）



【ねらい】

- ・特定と基幹の関係づくり
- ・支援に悩むケースの共有・後方支援
- ・相談支援専門員の孤立防止

【工夫した点】

- ・定期的（2か月に1回）に訪問（関係作りに重点）
- ・複数の相談員がいる事業所では集団と個別の使い分け

【苦慮した点】

- ・監査と思われる（市委託のため？）
- ・事業所ごとに受入に対する温度差あり

【成果】

- ・12事業所に計26回訪問し、22ケースの相談あり
- ・訪問時のケースに関する相談をきっかけに同行や後方支援の実施
- ・各相談員の状況（担当件数・兼任業務等）を把握

GSVの実施（R2.12～）



【取組内容】

- ・月1～2回程度実施（現在は不定期）
- ・事例報告様式（現任研修テキスト P137）を使用
- ・グラドルールを設定

【ねらい】

- ・参加者の視点やアイデアから気づきを得て、実践に活かす（アイデアの汎用性）
- ・地域課題に目を向ける力を養う
- ・ファシリテーションの力を高める

【工夫した点】

- ・最初は基幹・委託の相談員と特定の選抜メンバーで実施。その後、相談支援事業所連絡会でGSVを実施し、地区内の相談員と共有
- ・アンケートの実施

GSVを体験・体感した感想

【事例提供者】

- ・検討者から貴重なアイデアをもらい、今後の支援への参考になった。
- ・（同じ立場の）相談支援専門員からの意見は心強く感じた。
- ・自身の支援の振り返りができる良い機会であった。

【検討者】

- ・自分では気付けない視点の意見が聞けて、知識や情報の幅を広げられた。
- ・他の検討者の意見から様々な気づきを得られた。また、一人の頭で考えられることには限界があること、複数で集まって考えることの大切さを改めて実感することができた。
- ・他参加者の質問から他者の視点を知ること、自分のことを顧みることができた。
- ・自分の着目点の偏りに気づくことができた。

GSVを体験・体感した感想

【傍聴者（オブザーバー）】

- ・本人のストレングスに着目したうえで、自己分析がどこまでできているかを確認していく作業が必要と感じた。
- ・検討者から意見を引き出すことや時間管理など、進行役のファシリタリ力が必要となる。
- ・今回出た検討者からのアイデアが自分のケースに活かせそう。
- ・自分の視点を確認でき、また新たな視点にも気づくことができた。
- ・アイデアがもらえるのはとてもありがたいが、このために人を集めることが大変そうである。

【その他】

- ・支援に悩むケース、行き詰まりを感じているケースがあるので事例提供したい。

今後の課題（人材育成・相談支援体制の強化）

- ・地区内で人材育成について継続的に検討する場が必要
- ・計画やモニタリングに関して、共有・検証する機会の設定
- ・特定・委託・基幹の連携強化